

一般社団法人

日本映画制作適正化機構

エイ

テキ

J-MOPS : JAPAN MOTION PICTURE PRODUCTION STANDARDS ASSOCIATION



2023/3/29 2023/4/1

映適スタート

「日本映画制作適正化認定制度に関する協約」調印

作品認定制度の実証事業

制作現場の適正なルールを適用した場合のコスト検証
作品認定制度導入についてのヒアリング・アンケート調査

人材育成等を含む制作現場の適正化について検討
・映画制作現場の適正化の定義及び基準項目
・作品認定制度のスキーム及び人材育成等の施策

フリーランスの取引・就業環境をめぐる様々な課題

経済産業省「映画制作現場実態調査」実施

2019

「日本映画制作適正化認定制度に関する協約」調印11団体



●日本映画製作者連盟（映連）＝松竹、東宝、東映、KADOKAWA → 映画製作者の代表

●日本映画製作者協会（日映協）＝加盟 5 5 社 → 制作会社 プロダクションの代表

日本映画監督協会
日本映画撮影監督協会
日本映画・テレビ照明協会
日本映画・テレビ録音協会
日本映画・テレビ美術監督協会
日本映画・テレビ編集協会
日本映画・テレビスクリプター協会
日本シナリオ作家協会

●日本映像職能連合（映職連）

→ フリーランススタッフの代表

+ ●日本映画制作適正化機構

※協約の内容はこちら→



→ 映適取引ガイドライン（映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン）を定め、
実写映画の制作現場における適正な現場環境を創出し、
創造的で豊かな映画産業全体の発展につなげる。

2023.3.29



スタッフセンター機能



スタッフの処遇の向上や人材育成、ハラスメント対策などを行います。

・・・契約管理サービス提供、労災保険特別加入団体設置、
セミナー・勉強会開催・・・etc.

映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン



<第2章 適正取引に向けたルール>

【映画製作者（製作委員会）－制作会社間の取引】

※映適取引ガイドライン
全文はこちら→



①契約書

契約内容に、映画製作者（製作委員会）と制作会社の間における役割分担、予算の取り決めに明記する。

②予算

1) 予算の透明化と必要な間接費の記載

予算は、可能な限り透明化を図る。具体的には、コストマークアップ方式による予算作成や必要な間接費（制作会社の取り分）を明記したうえで、映画製作者と制作会社は協議する。

2) アバブ・ビロウの費目の明記

予算の分担が映画製作者と制作会社間で生じるときには、アバブ(above)、ビロウ(below)に含まれる費目を明記する。

3) 緊急事態が生じた場合の取り決めの明記

緊急事態（天災地変、その他両者の責に帰すべからざる事由）が生じた場合の取り決めにあらかじめ契約書に明記する。

4)当初予算を超過した場合の取り決め

当初予算を超過した場合の規定が明確に定められ、制作会社の責に帰さない場合には、映画製作者が追加予算を負担する。

5)保険等の加入の推奨

緊急事態をはじめとした想定されるリスクに対応するため、これらにより発生する損害を補てんする保険等に参加することを推奨する。

【制作会社－フリーランス間の取引】

＜特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律＞
フリーランス保護新法（11月1日施行）に
先駆けた取組

③契約書・発注書

1)契約書・発注書の交付及び交付時期

すべてのスタッフ(社員・俳優を除く)に対し、契約期間開始前に契約書又は発注書を交付する。

2)契約書・発注書の記載内容

契約書及び発注書には、少なくとも契約期間、業務内容、金額、支払日・支払方法、傷害保険の加入、契約期間が延長される場合の規定を明記する。日本映画制作適正化機構によって提供されるサービスを介して電子的に締結されることを推奨する。

【映画制作現場のルール】



④作業・撮影時間

1) 作業・撮影時間の定義

すべてのスタッフの作業・撮影時間は**1日あたり13時間(準備・撤収、休憩・食事を含む)以内**とする。
なお、準備と撤収にかかる時間は、みなし1時間+1時間=合計2時間とし、撮影時間は
「段取り開始(リハーサル)から最終カットOK(撮影終了)までの11時間以内」を遵守するものとする。

2) 13時間を超える場合のインターバルの確保

作業・撮影時間が**13時間を超える場合には、10時間以上のインターバル**を設けること。

3) プリプロダクション及びポストプロダクションの扱い

プリプロダクション及びポストプロダクションにおいては、1日あたり13時間(準備・撤収、休憩・食事を含む)以内とする。

13時間を超える場合のインターバルについては、「2) 13時間を超えるインターバルの確保」に準じる。

⑤休日

1)休日の定義

休日とは、**撮休日**と**完全休養日**を指す。

2)休日の設定

週に少なくとも1日は撮休日を確保する。それに加え、**2週間に1日の完全休養日**を確保する。

⑥休憩・食事

1日の作業・撮影時間が6時間以上にわたる場合は、30分以上の休憩・食事を1回以上確保する。

⑦スケジュール

1)スケジュールの作成

④作業・撮影時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるように準備・撮影等のスケジュールを組む。

2)時間厳守に向けた各主体の協力

④作業・撮影時間、⑤休日、⑥休憩・食事が達成できるように**制作会社と監督、技師をはじめ各部は、協力してスケジュールを適宜見直し、これらを達成できるように映画制作現場を管理**する。

技師(各パート責任者)は、助手の状況を記録し、制作会社に報告する。制作会社はその記録を保管・管理する。
なお、その記録は職能団体等が保管することもできる。

⑧安全管理



映画製作者は、安全管理に関する相談を受けられる体制を構築する。また、安全管理に関する研修（それに準ずる研修を含む）を受講したスタッフを配置する。

この相談窓口は、⑨のハラスメントの相談窓口と兼ねることができる。

安全管理についてはプロデューサーが責任を持ち、安全な環境を確保するように努めるとともに、万トラブルがあった場合にはその解決に努める。

安全管理の確保の方法は、最新版の「映画制作現場における安全管理ガイドライン」に準拠し、最新版のガイドラインは、日本映画制作適正化機構のウェブサイトに掲示されるものとする。

⑨ハラスメント

映画製作者は、ハラスメントに関する相談を受けられる体制を構築する。また、各種ハラスメントに関する研修（それに準ずる研修を含む）を受講したスタッフを配置する。

フリーランス保護新法に規定

この相談窓口は、⑧の安全管理の相談窓口と兼ねることができる。

ハラスメントの防止についてはプロデューサーが責任を持ち、可能な限り解決するように努め、現場での解決が困難な場合には日本映画制作適正化機構に相談するなど第三者による解決方法を活用する。ハラスメントの防止にあたっては、最新版の「映画制作現場におけるハラスメント防止ガイドライン」に準拠し、最新版のガイドラインは、日本映画制作適正化機構のウェブサイトに掲示されるものとする。

映適では作品認定制度申請作品のスタッフに第三者窓口をご案内しています。

【ハラスメント防止ガイドライン】



1. 映画製作者の責任と義務

映適の「映画制作の持続的な発展に向けた取引ガイドライン」(取引ガイドライン)では、作品制作に携わるすべての個人を守るという観点から、映画製作者(製作委員会・制作会社)に対し、労働施策総合推進法(「パワハラ防止法」)や男女雇用機会均等法などの法律で雇用主に求められる措置と同様の措置を求めています。

映画製作者はハラスメントに対する方針を定め、ハラスメントに関する苦情の報告と調査のプロセスをスタッフに説明する義務があります。映画製作者は、ハラスメントが発生したことを知っていた場合、または知っていたはずだった場合、ハラスメントを終わらせるために迅速な是正措置を取らなければなりません。

- ・ 作品毎にハラスメント防止責任者を必ず選任
- ・ ハラスメント防止の研修またはトレーニングをすべてのスタッフを対象に行うこと
- ・ 映画制作のあらゆるプロセスからアクセス可能となる、ハラスメントの相談窓口を設置
※窓口には異なる性別の2名以上の担当者を置くことを推奨
- ・ 必要に応じて映適・コンプライアンス委員会と連携を取りながら、調査の透明性確保に留意
- ・ 申立人および調査協力者を不当な契約解除、無視、除外等の不利益、報復から保護するための措置

2. 被害者、目撃者の行動指針

※ハラスメント防止ガイドライン
全文はこちら→



別表: 関連法律・法令、研修企業紹介、各種ハラスメントの定義と例示、etc.

2023年度 作品認定制度 申請作品総括



申請作品 本数

※2023年4月1日～2024年3月31日

申請本数(仮申請含む)

60本

事前申請受理

51本

仮発番済み(事後審査①完了)

25本

正式認定(事後審査②完了)

16本

※作品認定制度
認定作品一覧はこちら→

